

医療福祉系人材育成奨学金貸与制度のご案内

常陸太田市内の医療・福祉に関わる人材の育成と確保を目的に、介護福祉士、社会福祉士等の資格取得を目指す学生を対象に奨学金を貸与いたします。

なお、学校卒業後、常陸太田市内の福祉施設、病院等に就職した場合には償還を免除いたします。



1. 貸与の要件

次の（１）～（３）のすべてに該当する方です。

- （１）常陸太田市に１年以上居住し、現に常陸太田市に生活の本拠を有する者の子弟等、または本人が常陸太田市に１年以上居住している方。
- （２）国内の大学・短期大学又は専修学校（専門学校）に在学している方で、次の①～⑧の資格取得が可能な課程を選択している、または選択する予定の方。

①介護福祉士	②社会福祉士	③精神保健福祉士	④保育士	⑤理学療法士
⑥作業療法士	⑦言語聴覚士	⑧保健師又は看護師		

- （３）本奨学金の貸与を受けていない方、又は受けたことがない方。

※他団体等が実施する奨学金との併用は可能です。

2. 貸与額及び貸与期間

１人当たり月額３万円以内で、現に在学（進学）する学校における正規の就学期間内とします。

3. 利息

奨学金は無利息です。（※ただし、償還期限を過ぎると、延滞利息がかかる場合があります。）

4. 応募の方法

以下の書類をご準備のうえ、本会へ申請してください。

- （１）奨学金申請書（様式第１号）
- （２）奨学金申請者推薦書（様式第２号）
- （３）在学証明書 ※現在、在籍する学校以外からの推薦書を提出する場合のみ
- （４）常陸太田市に１年以上居住していることが証明できる書類（住民票）
- （５）前年の所得を有する家族全員分の所得証明書類の写し（源泉徴収票、確定申告書等）

5. 決定の方法

本会において提出された書類を審査し決定します。

なお、応募多数の場合は、当該資格の取得理由や将来の希望進路、家庭の経済状況等を踏まえて採否を決定します。

6. 連帯保証人

貸与決定後は、連帯保証人１名（親でも可）が必要となります。なお、連帯保証人は、次の条件すべてに該当する方とします。

- （１）常陸太田市に居住し、かつ、資力を有する成年者であること。
- （２）学生でないこと。
- （３）債務整理中（破産等）でないこと。

7. 貸与決定後の手続き

奨学金の貸与の決定を受けた方（以下「奨学生」という。）は、次の書類を提出してください。

- （１）誓約書（様式第３号）
- （２）口座振込依頼書（奨学生本人の口座）
- （３）連帯保証人に関わる次の書類
 - ①印鑑登録証明書
 - ②所得を証明する書類（前年分の源泉徴収票、確定申告書等）

※扶養義務者が連帯保証人の場合は提出不要です。

8. 貸与方法

奨学金は、前払いで半年分ずつ貸与します。

期 別	期 間	貸与月	備 考
第１期	４月から９月まで	４月	初年度は、交付決定をした日の属する月の翌月が第１回目の貸与月となります。
第２期	１０月から３月まで	１０月	

*指定の口座に振り込みいたします。

9. 償還期間

学校卒業２年後から１０年以内に、半年賦（年２回）または年賦（年１回）で償還しなければなりません。なお、全部又は一部を繰り上げて償還することができます。

10. 奨学金の償還猶予

奨学生が次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、奨学金の償還を猶予することができます。

- （１）奨学金の貸与が終了後も引き続き在学しているとき。
- （２）卒業後、更に多種の養成施設等において修学しているとき。
- （３）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

11. 償還の免除

(1) 当該資格を取得した奨学生が、常陸太田市内の福祉施設又は病院等に就職したときは、次により償還額を免除いたします。

① 卒業後2年以内に就職した場合は、償還金額の全額を免除します。

② 償還期間内に就職した場合は、未償還金額の全額を免除します。

なお、いずれの場合も就職後5年以内に退職等したときは、免除は無効となり償還しなければなりません。

(2) 奨学生が死亡したときは、死亡した時点で償還されていない金額の1/2相当の額を免除いたします。

12. 在学証明書の提出

奨学生は、奨学金の貸与を受けている期間は、毎年6月末日までに在学証明書を提出しなければなりません。

13. 各種届出

奨学生は、次のいずれかに該当された場合は、奨学生等異動届出書(様式第4号)により必ず報告してください。

(1) 申請書等の記載事項に変更があったとき。

(2) 卒業・復学・転学したとき。

(3) 当該資格を取得したとき。

(4) 当該資格を取得した者が福祉施設又は病院等に就職したとき。

(5) 償還の免除を受けた者が5年以内に退職等したとき。

(6) 連帯保証人を変更するとき。

(7) 奨学生が死亡したとき。

(8) その他、奨学金の貸与を休止・廃止するとき。

◇申請書等の様式は、本会のホームページからダウンロードできます。

<お申込み・お問い合わせ先>

常陸太田市稲木町33番地

常陸太田市社会福祉協議会 総務グループ

TEL 0294-73-1717

TEL 0294-72-5449

